

電気供給約款（ゼロカーボンハウス青梅 適用）

森の電力株式会社

1 対象となるお客さま

ゼロカーボンハウス青梅（東京都青梅市長淵 5 丁目 636-1）に入居しているお客さまを対象といたします。

2 料金その他の供給条件の変更

- (1) 当社は、この契約種別の料金その他の供給条件を変更することがあります。
- (2) 一般送配電事業者の託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、この料金表を変更する必要がある場合、当社は変更後の託送約款等または法令をふまえ、この料金表を変更することがあります。
- (3) 当社は料金を変更する場合、変更後の料金の実施期日までに相当な予告期間をおいて、変更後の料金の内容を電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。
- (4) 電気事業法施行規則第 3 条の 12 第 1 項各号に規定する事項を変更する場合は、当社は、原則としてその変更の内容のみをお客さまにお知らせいたします。

3 料金メニュー

(1) 適用範囲

ゼロカーボンハウス青梅の居住戸で電気を利用されるお客さまで、契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるものに適用いたします。

(2) 契約電流

イ 契約電流は 10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(3) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は燃料費調整額（東京電力エナジーパートナー株式会社のものを適用）を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約につき 2,600 円 00 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。定額料金 1 契約につき最初の 120 キロワット時まで 3,600 円 00 銭従量料金 上記をこえる 1 キロワット時につき 30 円 00 銭

4 契約期間

契約期間は、次によります。

(1) 契約期間は、需給契約が成立した日から、廃止または解約により需給契約が消滅する日までといたします。

(2) 当社がこの契約種別を終了する場合の契約期間の終期は、(1)にかかわらず、この契約種別を終了する日といたします。

なお、この場合には、この契約種別を終了する 6 月前までにその旨をお客さまにお知らせいたします。

(3) お客さまの需要場所が電気事業法第 20 条の 2 第 1 項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、(1)および(2)にかかわらず、原則として当該指定区域に対し電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

5 解除等

当社は、次の場合には、需給契約を解除することがあります。当該解除によって、お客さまは当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、ただちに債務の全額を一括弁済していただきます。なお、この場合は、あらかじめ、需給契約を解除する 15 日前までに解除日を明示し、その旨をお客さまにお知らせいたします。

(ア) お客さまが料金の支払期日を経過してなお支払われない場合

(イ) この約款によって支払いを要することになった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

(ウ) お客さまが破産手続開始、再生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申し立てを受け、または自ら申し立てを行なった場合

(エ) お客さまが料金の支払期日を経過して、なお支払われないおそれがあると当社が合理的に認めた場合

6 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の電気料金その他の債権債務は、需給契約が消滅した場合でも、消滅いたしません。

2025 年 10 月 1 日変更、実施